

2026年4月1日から

屋外広告物のルールが変わります

明石市では、屋外広告物条例に基づく許可の基準や申請手続きの一部について、良好な景観の形成や風致の維持のため、実状にあわせた見直しを行います。

変更内容

① 照明を使用する広告物等の規制強化

近年、外照式LED照明を夜通し点灯させる広告物が増えており、住宅地における生活環境の保全や、農業地における農作物の生育に影響を与えるおそれがあることから、夜間照明に関する規制を強化し、十分な対策を求めます。

② 景観重点地区における許可基準の強化

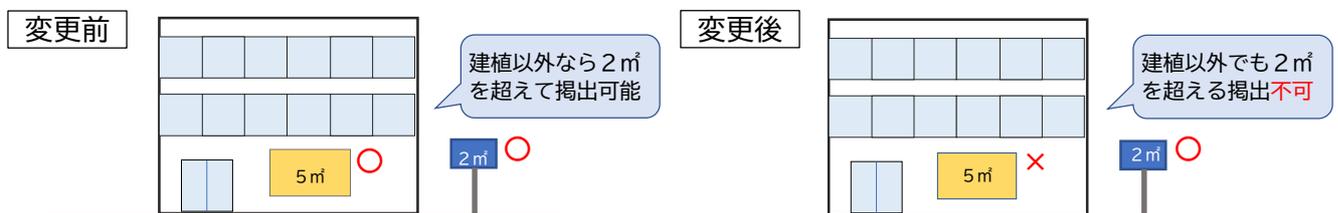
景観法に基づく景観計画の策定により、景観重点地区（大久保駅南地区）を定めるとともに、屋外広告物にかかる景観形成基準を定めます。

景観重点地区内に屋外広告物を掲出する場合、許可基準として「景観形成基準（※）への適合」を付加します。

（※）景観形成基準は「明石市景観計画」（2026年4月1日施行予定）にてご確認ください。

③ 禁止地域における案内誘導広告物の規制強化

自己敷地外建植のみに適用していた案内誘導広告物の適用除外基準（禁止地域等に掲出できる基準）を、壁面や塀等を利用する広告物等についても適用します。



④ 審査手数料の納付方法

これまでの明石市収入証紙に加えて、納付書の発行による銀行振込を追加します。これに伴い、現金書留の受領は**原則廃止**いたしますのでご注意ください。

運用開始日

2026年（令和8年）4月1日

※運用開始前に申請された案件については、旧基準が適用されます。



お問い合わせ先

明石市 都市局 都市整備室 都市総務課（明石市役所本庁舎7階）

〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号

TEL：078-918-5037 Email：tosou@city.akashi.lg.jp

